参考(最近の裁判例)

旧労働契約法第20条に関する最近の最高裁判決の概要を紹介します。

- ※ いずれも個別事案の判決です。事案によって異なる判断となる可能性があります。
- ◆日本郵便(東京・大阪・佐賀)事件 令和2 年 10 月 15 日 最高裁判所第一小法廷判決
 - 〇日本郵便(東京)事件 (令和元 年(受)第777号、第778号 地位確認等請求事件)
 - 〇日本郵便(大阪)事件 (令和元 年(受)第794号、第795号 地位確認等請求事件)
 - 〇日本郵便(佐賀)事件 (平成30年(受)第1519号 未払時間外手当金等請求事件)

各種手当や休暇等について、郵便業務等に従事する通常の労働者(正社員)には付与し、職務の内容等に相応の 相違がある有期雇用労働者(契約社員)には付与しないことが不合理か否か争われた。

待遇	判断	待遇の性質・目的	判決理由
扶養手当	不合理	長期勤続が期待される正社員	扶養親族があり、かつ、相応に継続的な勤務
		の生活保障や福利厚生を図り、	が見込まれるのであれば、契約社員にも扶
		継続的な雇用を確保する目的	養手当の趣旨は妥当する。
		で支給。	日本郵便(大阪)事件
祝日給	不合理	最繁忙期であるために年始に	短期間の勤務ではなく繁閑に関わらない勤
		勤務したことの代償として支	務が見込まれている契約社員にも、年始に
		給。	おける勤務の代償として祝日給を支給する
			趣旨は妥当する。
			日本郵便(大阪)事件
年末年始	不合理	最繁忙期であり、多くの労働者	業務の内容等に関わらず、実際に勤務した
勤務手当		は休日である年末年始期間に	こと自体を支給要件としており、年末年始
		業務に従事したことに対し、そ	勤務手当の支給趣旨は契約社員にも妥当す
		の勤務の特殊性の対価として	る。
		支給。	日本郵便(東京・大阪)事件
夏期冬期	不合理	労働から離れる機会を与える	短期間の勤務ではなく繁閑に関わらない勤
休暇		ことにより、心身の回復を図る	務が見込まれている契約社員にも、夏期冬
		目的で支給。	期休暇を与える趣旨は妥当する。
			日本郵便(佐賀)事件
有給の	不合理	長期勤続が期待される正社員	相応に継続的な勤務が見込まれるのであれ
病気休暇		の生活保障を図り、療養に専念	ば(※原告らはいずれも 10 年以上勤務)、
		させることを通じて、継続的な	契約社員についても、有給の病気休暇を与
		雇用を確保する目的で休暇中	える趣旨は妥当する。
		の賃金を最大90日分まで支給。	日本郵便(東京)事件

[※] 住居手当については、転居を伴う配置転換等が予定されない正社員にも住居手当が支給されていること から、転居を伴う配置転換等が予定されていない契約社員について住居手当を不支給とすることは不合理 な格差であるとの高裁判決が確定している。

次の2つの裁判例は、以下の総論を述べた上で判断されました。

- ・ 有期雇用労働者と無期雇用労働者(通常の労働者)の間の労働条件の相違が賞与/退職金の支給に係るものであったとしても、それが旧労働契約法第20条にいう<u>不合理と認められるものに当たる場合はあり得る。</u>
- ・ その判断に当たっては、当該使用者における賞与/退職金の性質や目的を踏まえて、職務の内容、 職務の内容・配置の変更範囲、その他の事情を考慮することにより、不合理か否かを検討すべき。
- ※ 本件各事案においては、原告らによって比較の対象とされた通常の労働者を比較の対象としつつ、他の多数の 通常の労働者についてはそ<u>の他の事情として考慮された。</u>
- ◆大阪医科薬科大学事件 令和 2 年 10 月 13 日 最高裁判所第三小法廷判決 (令和元年(受)第 1055 号、第 1056 号 地位確認等請求事件)

賞与及び私傷病による欠勤中の賃金について、通常の労働者(教室事務員である正職員)には支給し、有期雇用 労働者(教室事務アルバイト職員)には支給しないことが不合理か否か争われた。

待遇	判断	待遇の性質・目的	判決理由
賞与	不合理ではない	正職員の賃金体系や求められる 職務遂行能力及び責任の程度等 に照らせば、正職員としての職務 を遂行し得る人材の確保・定着を 図るなどの目的で支給(職能給で ある基本給を基礎に算定)。	(本件における) 賞与の性質・目的を踏まえて、 職務の内容及び変更の範囲に一定の相違があっ たこと、その他の事情(人員配置の見直し等によ り教室事務員の正職員は極めて少数となってい たこと、正職員登用制度を設けていたこと)を考 慮すれば、不合理であるとまでいえない。
私傷病による欠勤中の賃金	不合理では ない	長期的又は将来的な勤続が期待される正職員の生活保障を図り、 雇用を維持・確保する目的で支給 (6か月間は給与全額、その後は 休職となり2割支給)。	職務の内容等の一定の相違や、上記のその他の事情に加えて、長期雇用を前提とした勤務を予定しているものとはいい難いアルバイト職員に、雇用の維持・確保を前提とする制度の趣旨が直ちに妥当するとはいえない。また、原告の勤続期間(※在籍期間は欠勤期間を含め3年余り)が相当の長期間に及んでいたとはいい難く、労働契約が当然に更新され継続するとうかがわせる事情も見当たらない。

◆メトロコマース事件 令和2年10月13日 最高裁判所第三小法廷判決 (令和元年(受)第1190号、1191号 損害賠償等請求事件)

退職金について、通常の労働者(売店業務に従事する正社員)には支給し、有期雇用労働者(売店業務契約社員)には支給しないことが不合理か否か争われた。

手当名	判断	待遇の性質・目的	判決理由
退職金	不合理では	支給要件や支給内容等に照らせば、職務	(本件における) 退職金の有する複合的
	ない	遂行能力や責任の程度等を踏まえた労	な性質・目的を踏まえて、職務の内容及び
		務の対価の後払いや継続勤務等に対す	変更の範囲に一定の相違があったこと、
		る功労報償等の複合的な性質を有し、正	その他の事情(売店業務に従事する正社
		社員としての職務を遂行し得る人材の	員(少数)は、組織再編等に起因して賃金
		確保・定着を図るなどの目的で、様々な	水準の変更や配置転換が困難であったこ
		部署等で継続的な就労が期待される正	と、正社員登用制度を設けて相当数登用
		社員に対し支給(年齢給と職能給からな	していたこと) を考慮すれば、不合理であ
		る基本給を基礎に算定)。	るとまでいえない。